

国指定^{もりよしざん}森吉山鳥獣保護区
^{もりよしざん}森吉山・^{たいへいこ}太平湖特別保護地区
指定計画書（環境省案）

平成25年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

森吉山・太平湖特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

森吉山鳥獣保護区のうち、秋田県北秋田市所在国有林1012林班い、ろ及びかの各小班、1031林班ろ1、ち3、り及びねからうまでの各小班、1033林班並びに1034林班いからは3まで、ほからは7まで、へからちまで、り1、り4からり7まで及びぬの各小班的区域並びに同市所在太平湖の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで(20年間)

(4) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

森吉山鳥獣保護区は、秋田県中央東部の森吉山の東山麓に位置し、ブナ林を始めとする広葉樹を主体とする森林からなり、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類の大型のキツツキ類であるクマゲラが繁殖している。本州におけるクマゲラの繁殖地は、当該鳥獣保護区のほか白神山地などの東北地方北部の一部の地域に限られており、当該鳥獣保護区は本州における数少ない繁殖地の一つとなっている。また、森林における生態系の指標種とされ、同レッドリストに掲載されているクマタカ及びオオタカの生息が確認されるなど、豊かな生態系が維持されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも太平湖及びノロ川上流一帯は、クマゲラの採餌跡、営巣木等が比較的多数確認されるなど、クマゲラの繁殖の場又は採餌の場として重要な森林環境といわれている。

このように、当該区域は当該鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息するクマゲラの生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針管理方針

- 1) 希少鳥類生息地の保護区として、クマタカ、オオタカ等の希少猛禽類やクマゲラ等の希少な鳥類の保護を図るため適切な管理に努める。

- 2) 鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。
- 3) 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。
- 4) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。
- 5) 森吉山野生鳥獣センターを拠点として、鳥類の生息に影響を与えない範囲で環境学習の場として活用を図る。
- 6) 上記実現のために関係行政機関で構成される森吉山野生鳥獣センター運営協議会を通じて、情報共有や連携の確保に努める。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1,573 ha

内 訳

ア 形態別内訳

林 野	1,213 ha
農耕地	— ha
水 面	360 ha
その他	— ha

イ 所有者別内訳

国有地 1,213 ha

国有林—林野庁所管 1,213 ha	{	制限林 1,213 ha	{	保安林 1,213 ha
				砂防林 - ha
		普通林 - ha		

公有水面 360ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 1,573 ha (名称：森吉山県立自然公園)	{	特別保護地区	— ha
		特別地域	1,573 ha
		普通地域	— ha

文化財保護法による地域 229 ha

(名称：桃洞・佐渡のスギ原生林（国指定天然記念物）)

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該地域は、秋田県北秋田市の東部に位置する森吉山の東山麓及び東西に流下する小又川の上流に位置する太平湖とその周辺部からなる。

イ 地形、地質等

森吉山系に源を発する河川は、いずれも急峻なV字型の深い谷を刻み、多くの地点が三階滝や桃洞の滝等の瀑布となっており周辺の天然林によって神秘的な溪谷美を呈している。

また、森吉山は、山塊中央部よりやや北の急峻な山岳地形を示す先第三系の石英閃緑班岩を基盤に、溶結凝灰岩を主とする新第三系の地層により山地を構成し、これらを第四系の安山岩質の火山が被覆して山地を構成している。

ウ 植物相の概要

当該地域周辺はブナ林を主体とした広葉樹林からなり、ブナについては平均樹齢120年（最高約250～350年）、胸高直径60～100cm、樹高20～30mの壮齢林がみられる。また、沢の周辺及び湿地帯周辺は、サワグルミ、ヤチダモ、ミズナラ、トチノキ等が分布し、高海拔地域（1,100m以上）では、オオシラビソが優占種となっている。

エ 動物相の概要

動物については、ブナを始めとする広葉樹主体の森林を生息地として、クマゲラ、クマタカ、オオタカ等希少鳥類を含む15目37科101種の鳥類が確認され、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等4目5科6種の哺乳類が確認された。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域は森林、原野及び水面からなっており、鳥獣による農林水産物への被害は生じていない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 21本